



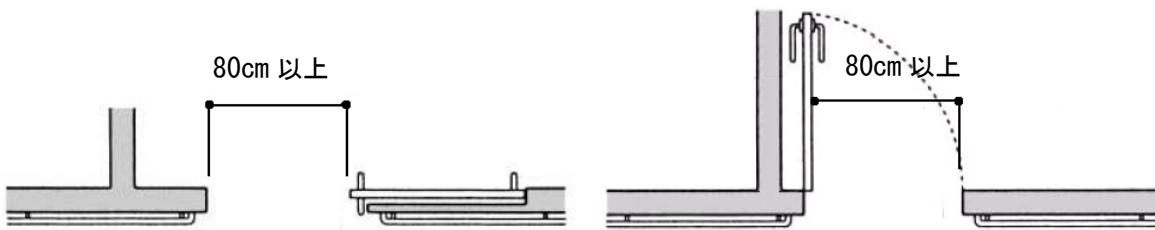
完了検査時に
指摘が多い項目を
まとめました！

注意① 出入口

居室・便所等の扉の有効幅員は、扉を開けた状態（扉の面と枠の一番狭い部分）で測ります。

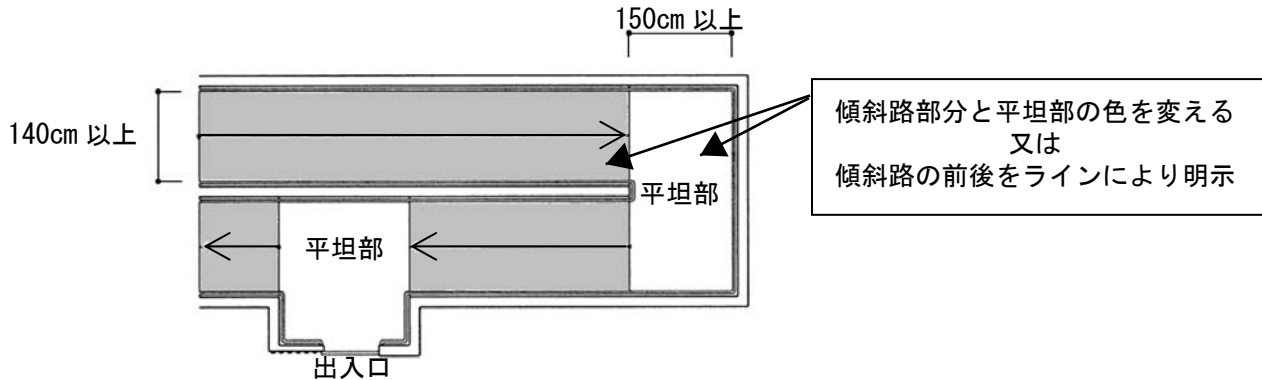
引き戸の場合

開き戸の場合



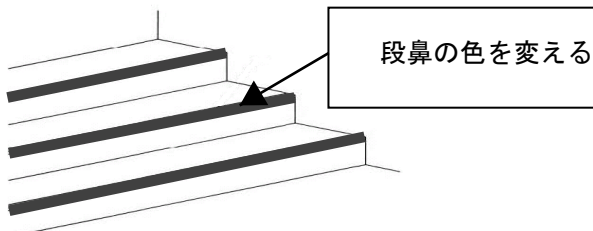
注意② 傾斜路 色の識別

傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を注意喚起するため、傾斜路部分と平坦部の色（明度、彩度等）を変える又は傾斜路の前後をラインによって識別しやすくしてください。



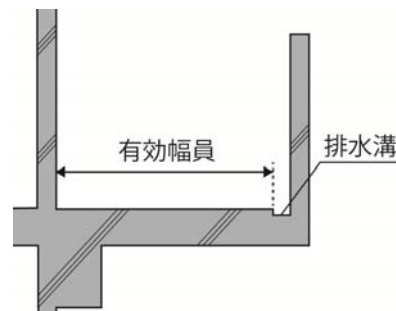
注意③ 階段 段鼻

段鼻には滑り止めを設け、段鼻は踏面及びけあげと識別しやすい色としてください。



注意④ 廊下等 有効幅員

外廊下の場合、進行方向に沿って排水溝があり段差が生じる場合、その部分は有効幅員に含みません。



※排水溝に蓋をするなどして、車いすが脱輪する恐れのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができます。

注意⑤ 便所

□車いす使用者用便房内に必要な設備

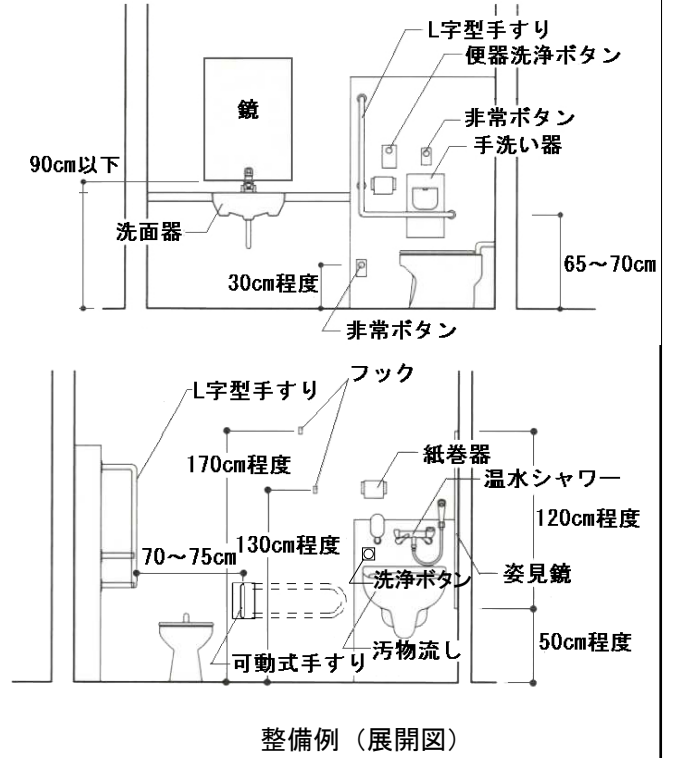
- ・L字型手すりと可動式手すり(水平部分の高さを合わせる)
- ・便器洗浄ボタン及び非常用呼び出しボタン(壁面に設置)
- ・洗面台の鏡(床上 90cm 以下の高さから上方へ設ける) 他

□水洗器具 (オストメイトの利用に配慮した設備)

- ・汚物流し、水栓(レバー式又は自動水栓)、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、フック、棚

□円滑に利用できる洗面の水栓

- ・レバー式、自動式、光感知式等 ※乳幼児用便所も対象です。



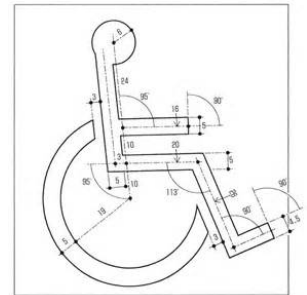
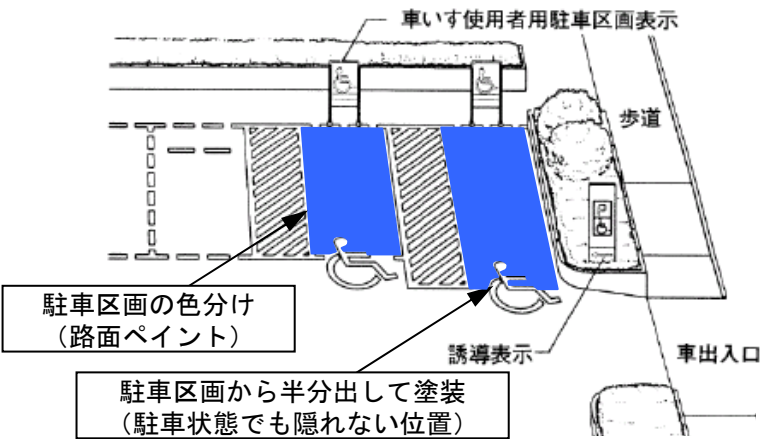
整備例 (展開図)

注意⑥ 駐車場

□出入口には、車いす使用者用駐車区画がある旨の表示を設けてください。

□駐車区画にはゼブラゾーン及び「国際シンボルマーク」を塗布してください。

□車いす使用者用駐車区画は、色分け等により一般の区画と区別するよう努めてください。



※国際シンボルマークはデザインと比率が決まっております(「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」p.2-247 参照)。車いす使用者用便房の表示も同様です。

注意⑦ 視覚障害者誘導用ブロック

□原則として、黄色のものを使用してください。

□鋳製のものは弱視者への視認性に欠け、滑りやすく抜け落ちやすいため、使用しないでください。

【歩道の上に誘導用ブロックを敷設する場合】

□敷設工事に際しては別途、道路管理者(土木事務所等)へ道路工事等施行承認申請書等の提出が必要になりますので、お早目に協議してください。また、敷設工事後に「道路工事等完成検査合格通知書」の交付を受け、福祉のまちづくり条例の完了届に写しを添付してください。

